

河川法の許可等に係る図面作成上の留意点

申請にあたっては、所定の申請書に次に掲げる図面等を添付することになっていますが、申請書や図面等が不足していたり不備であった場合には審査ができず、許可までに時間がかかりますので十分注意してください。

問合せ先 神奈川県藤沢土木事務所 許認可指導課許認可班

[添付図書]

事業計画書	
位 置 図	1/50,000程度の図面に申請箇所を明示する。
実測平面図	(1) 1/600~1/3,000程度の図面で河川及びその付近の地理的状況がわかる実測図に申請物件を記載する。 (2) 堤防、護岸の状況や流水の方向等を明示するとともに、 <u>河川区域内を赤色で、河川保全区域を黄色で着色し、官民境界線を明示する。</u> (3) 河川改修が予定されている河川については、その計画予定線を記載する。
縦横断面図	(1) 申請位置の上・下流20~100m程度の縦横断面図とし、申請に係る工作物、河川区域、河川保全区域、官民境界、計画断面等を明示する。 (2) 土石の採取及び土地の形状を変更する行為にあたっては、計画地盤高を明示する。
丈 量 図 等	(1) 申請に係る土地や設置する工作物の面積を三斜求積する。 (2) 官有地と民有地の双方に係る場合は、それぞれに丈量する。
公 図 写 し	(1) 申請箇所(赤色)を明示する。 (2) 公図写しに占用区域、工作物の位置を記載するとともに、河川区域、河川保全区域を明示する。 (3) 申請に係る土地の所有者名義を記載する。
工 作 物 の 設 計 図	(1) 設計図の内訳(図面は1/50~1/600程度とする。) イ 平面図：堤防、設岸、流水方向、道路を明示する。 ロ 正面図：河川横断工作物については計画の定規横断面、計画高水位及び高水位に加える値を記入すること。 ハ 側面図：排水樋管等の堤体横過物については、計画の定規断面及び背後地の地盤高も記入すること。 ニ 構造図 (2) 正面図及び側面図は申請工作物と現河床及び計画河床、河川管理施設との関係が明らかになるように作成し、計画高水位を明示する。 (3) 各図面には河川改修計画の法線(太線)、河川区域(赤色)、河川保全区域(黄色)及び官民境界線(一点鎖線)を明示すること。
写 真	申請に係る土地の現況の写真を添付する。(流水方向(矢印)の明示)
土 地 及 び 工 作物の一覧表	(1) 設置する工作物の名称、数量を一覧表に作成する。 (2) 土地について官有地と民有地の双方に係る場合には、それぞれに分けて明示する。
同 意 書 等	(1) 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地においてその土地を占用する場合及び工作物設置等を行う場合には、その管理者の同意書又は同意を得られる見込みが十分であることを示す書面 (2) 土石の採取及び土地の形状を変更する行為にあっては、その行為が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
そ の 他	(1) 土地の占用、工作物の設置等に係る行為又は事業に関し他の行政庁の許可等の処理を受ける必要のあるときは、その処分を受けていることを示す書面又は受けれる見込みに関する書面 (2) その他参考となる図書(長期にわたる場合は工程表 その他)